

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和4年7月29日付けで行った文書「1. 開校前に公開された文書において、にじの丘学園では、「基礎基本の習得」として「国語、算数・数学、理科、社会、英語 5教科の到達度を確認する全国標準の学力検査において、全ての教科、全ての観点で、80%以上の子供たちがA判定の獲得を目指します」と記載されている。この「獲得目標」に関する、2020年度、2021年度、2022年度の以下の文書。・評価（判定）の前提となる学力検査について、どのような検査を採用したのか分かる文書。（例 ○○会社の「○○学力テスト」） 右学力検査作成者（会社）が、当該検査について作成している説明文書。・実施時期、必要とした時間数が分かる文書。・「判定」の結果が分かる文書。・「判定結果」を児童生徒・保護者に対しどのように伝えるのか、或いは、まったく伝えないことにしたのか等、「結果」の扱いに関する教職員間の確認文書。・児童生徒への事後指導（理解が十分でなかった問題の指導、児童生徒への個別指導等）に関する文書。・その他、当該学力検査実施に関する職員会議提出文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和4年9月1日付け4瀬学教第1195-1号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和4年7月29日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和4年9月1日付け4瀬学教第1195-1号で行った公文書不開示決定の処分について、不開示（文書不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 審査請求人は、平成31年4月2日付け瀬戸市教育委員会教育長宛「請願書」を提出した。請願は、市議会議員に配布された「小中一貫校カリキュラム」において、「5教科の到達度を確認する全国標準の学力検査において、全ての教科、全ての観点で80%以上の子供たちがA判定の獲得を目指します」とされたが目標設定方法等を疑問視し、にじの丘学園の開校及び小中一貫教育の推進を見直すべきとの趣旨であった。

イ 当該請願は、令和元年6月定例教育委員会において「不採択」となった。つまり、「80%以上の子供たちがA判定の獲得を目指す」との指導方針が維持されることとなった。

ウ 指導方針を維持しておきながら、当該指導方針に関する公文書開示請求に対し、不開示（不存在）とされたことは、了解できるわけがなく、あまりに無責任である。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) にじの丘学園においては、令和2年度は全学年で株式会社図書文化社の学力検査を実施していた。令和3年度以降は、小学校では株式会社ベネッセコーポレーションの学力調査、中学校では株式会社図書文化社の学力検査を実施している。
- (2) 異なる学力調査にしたことで、前年度との比較が困難な状況となっており、成績の分析方法については現在検討を行っているため、請求人が求めるような判定に関する文書は存在しない。
- (3) 実施機関は審査請求人に対し、学力検査の概要及び説明文書、実施時期、全学年で実施していることが分かる契約書等の資料は開示できる旨を説明したところ、当該文書は不要との回答を得ている。

以上のことから審査請求人の主張する文書は不存在のため開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和4年7月29日	審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和4年9月1日	処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和4年10月3日	審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和4年10月13日	審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和4年11月15日	処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和4年12月12日	審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和4年12月16日	審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和5年2月21日	審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和5年8月15日	審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和5年10月13日	第1回審査

5 審査会の判断の理由

- (1) 審査請求人は、次のように主張している。

ア 審査請求人は、「5教科の到達度を確認する全国標準の学力検査において、全ての教科、全ての観点で80%以上の子供たちがA判定の獲得を目指します」とされた目標（以下「獲得目標」という。）を疑問視し、小中一貫校及び小中一貫教育推進について見直すよう令和元年4月2日付けにて瀬戸市教育委員会教育長へ請願書を提出したが、不採択とされた。定例会でも、獲得目標が高い目標であると認識されたが、それでも目標を維持することが決定された。

イ 審査庁が実施した口頭意見陳述において、審査請求人が獲得目標について「放棄したのか。」と質問したところ、処分庁は「はい。」と答えている。

定例教育委員会での決定事項を変更するのであれば、文書があるべきであるが、処分庁は「文書はない。」と答え、さらに「変更があったことを一つ一つ説明することはないので、変更するという文書はない。」と答えている。

ウ 教育委員会が決定し、瀬戸市議会全員協議会で報告したにも関わらず、事務局で方針の変更をしており、その記録もない。そのようなことは到底信用することができず、文書は存在するはずである。

(2) これに対して処分庁は、次のように説明をしている。

学力検査には、相対評価と絶対評価があるが、獲得目標を掲げるにあたっては、絶対評価を想定しており、令和2年度には絶対評価の学力検査を実施した。

しかし、コロナ禍の影響で株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」という。）製のタブレットが導入されたことから、タブレットと連動性のあるベネッセの学力検査へ変更した。

獲得目標策定当初に想定したテストを行っていないことから、獲得目標と実態が相違しており、結果として請求文書は不存在であり、開示することはできない。

(3) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 審査請求人の請求した文書の内、「どのような検査を採用したのか分かる文書」について、審査請求人は具体的に採用する学力検査の想定が無ければ、獲得目標を掲げることにはできないと主張するが、その時点で学力検査の想定はあったのかを確認した。

処分庁によると、絶対評価で3から4段階評価の学力検査を想定していたとのことであった。しかし、令和3年度から瀬戸市全体で別の学力検査に切り替えたことで、獲得目標に対する評価が困難となったとの説明であった。

イ 獲得目標を定めた際の文書は無いのか。また、学力検査の変更が獲得目標の方針変更へ繋がったが、それらの変更の意思決定に関する文書が無いのかを確認した。

処分庁によると、獲得目標を定めた際の文書は、当時の担当者に確認しても存在せず、瀬戸市議会全員協議会へ提出して良いかを伺う決裁文のみがあるとのこと。また、変更に関する文書については、あえて言えば、相対評価の学力検査を採用する決定が獲得目標を否定したことになるかもしれないが、獲得目標を変更した直接的な文書は無いとのこと。

ウ 審査請求人が開示請求した文書について次の項目ごとに請求文書への該当性を確認した。

(ア) 「どのような検査を採用したのか分かる文書」

処分庁によると、学力検査の仕様書があるが、獲得目標に特化した文書では無いとのことであった。

(イ) 「実施時期、必要とした時間数が分かる文書」及び「当該学力検査実施に関す

る職員会議提出文書」

処分庁によると、学力検査の時間割等を教職員間で共有する文書があるが、獲得目標に特化した文書では無いとのことであった。

(ウ) 「「結果」の扱いに関する教職員間の確認文書」

処分庁によると、学力検査の実施事業者が保護者宛てに作成する学力検査結果を示す文書があるが、獲得目標に特化した文書では無いとのことであった。

(エ) 「児童生徒への事後指導（理解が十分でなかった問題の指導、児童生徒への個別指導等）に関する文書」

処分庁によると、児童生徒の状況によって個別に資料を作り、どのような指導が良いのかを保護者と共有しているとのことだが、獲得目標に特化した文書では無いとのことであった。

エ 処分庁によると、ウで示すいずれの文書も獲得目標に特化した文書ではなく、請求文書に該当する可能性がある文書を審査請求人へ提示したが、あくまでも獲得目標に特化した文書のみの開示を求められたとのことであった。

特に令和2年度においては、獲得目標を設定した際に想定していたとおり、絶対評価での学力検査を実施しており、その際の学力検査の仕様書や事後検証資料は請求文書に該当する可能性があるが、処分庁によると、審査請求人との話し合いで除外しているとのことであった。

オ したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、存在するはずであると審査請求人が主張する開示請求文書については存在しないという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、補足的に意見を付す。

処分庁は、不開示（不存在）の理由として、実施した学力検査の変更を挙げており、学力検査の変更が結果として獲得目標の方針変更にも繋がっている。獲得目標は瀬戸市議会全員協議会において議員に示され、教育委員会定例会においても説明がされており、組織として正式に決定した方針であるが、その方針を変更するにあたり、何ら文書は作成されていない。

正式に決定した方針を変更する際に、意思決定とその経緯を含めた記録を公文書として残さなければ、市民への説明責任を果たすことはできない。

適正な事務遂行のために、文書で記録することの重要性を認識し、今後の職務に努められたい。